

令和6年度第1回大分県北部地域医療構想調整会議

日 時：令和6年10月18日（金）19：00～20：30

場 所：中津総合庁舎3階大会議室

次 第

1 開会あいさつ

2 副議長の選任

3 議 事

- （1）令和5年度病床機能報告の結果について（報告）
- （2）地域医療介護総合確保基金について（報告）
- （3）紹介受診重点医療機関の選定について（協議）
- （4）推進区域の設定について（協議）

【資料】

- （1）次第
- （2）出席者名簿
- （3）大分県構想区域地域医療構想調整会議設置要綱
- （4）資料

令和6年度第1回 北部地域医療構想調整会議 出席者名簿

委員（19名）

NO.	組織・団体名	職名	委員氏名	備考
1	中津市医師会	会長	小路 眞護	
2	宇佐市医師会	会長	時枝 正史	
3	豊後高田市医師会	会長	佐藤 春生	ZOOM
4	中津歯科医師会	会長	長野 敏朗	
5	宇佐市薬剤師会	会長	宮崎 雅英	ZOOM
6	大分県看護協会	地区理事	田口 万里子	
7	中津市民病院	院長	折田 博之	ZOOM
8	宇佐高田医師会病院	院長	柏木 孝仁	ZOOM
9	川嵩整形外科病院	院長	川嵩 眞之	
10	佐藤第一病院	理事長	佐藤 仁一	
11	高田中央病院	理事長	瀧上 茂	
12	大貞病院	理事長	向笠 浩貴	ZOOM
13	渡辺医院	院長	帆足 茂久	
14	全国健康保険協会大分支部	業務部保険グループ長	吉野 泰介	ZOOM
15	大分県地域包括・在宅介護支援センター協議会	副会長 県北ブロック理事	伊藤 保幸	ZOOM
16	中津市	健康福祉部審議監	高尾 恭裕	
17	宇佐市	福祉保健部長	田中 康彦	
18	豊後高田市	健康推進課長	近藤 直樹	
19	北部保健所	所長	小野 重遠	

地域医療構想アドバイザー（2名） ※ZOOMによる出席

NO.	組織・団体名	職名	委員氏名	備考
1	大分県医師会	副会長	内田 一郎	ZOOM
2	大分大学医学部公衆衛生・疫学講座	教授	斉藤 功	ZOOM

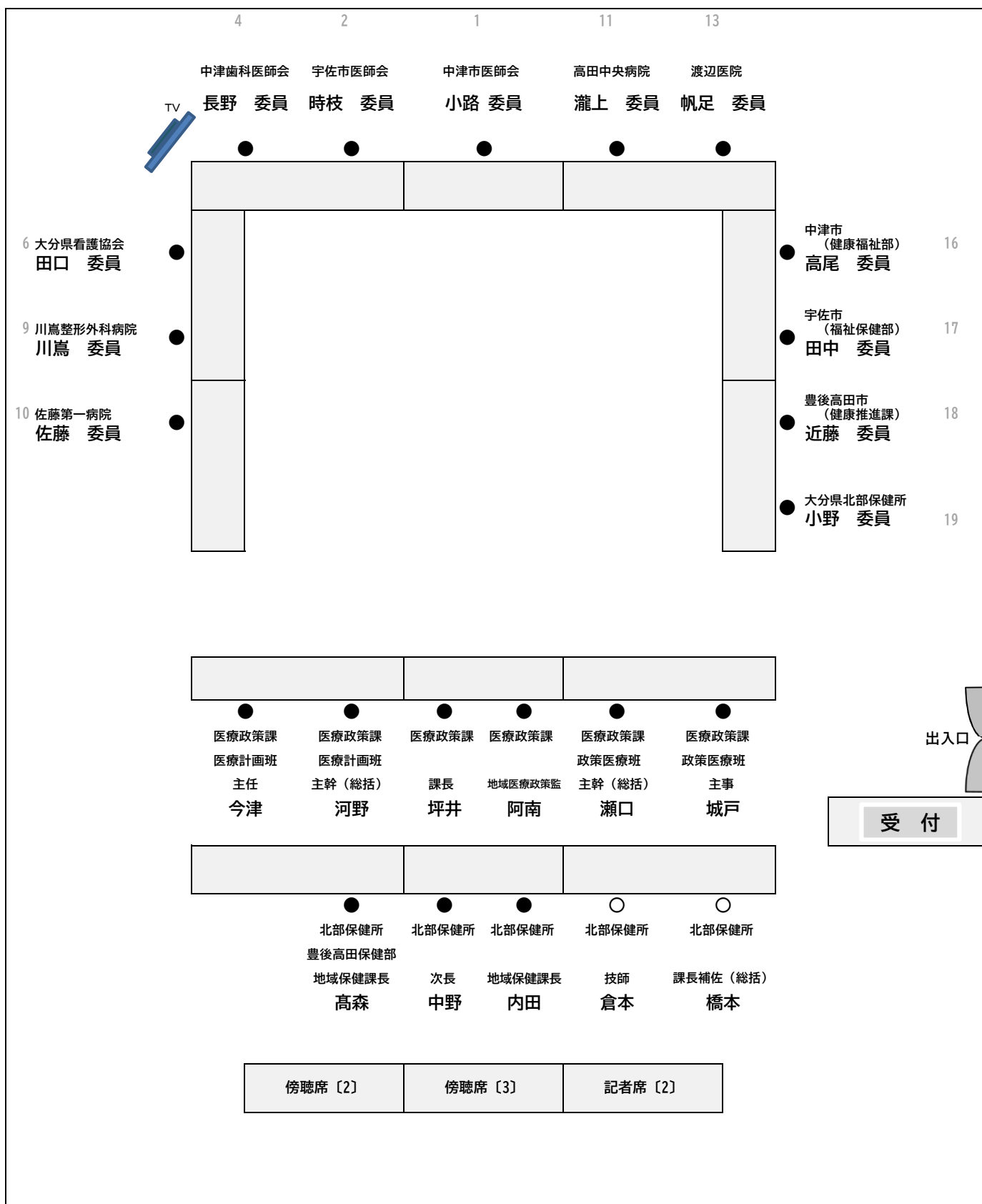
事務局（11名）

NO.	組織・団体名	職名	委員氏名
1	大分県医療政策課	課長	坪井 尚子
2		地域医療政策監	阿南 昌貴
3		主幹（総括）	河野 元計
4		主幹（総括）	瀬口 寛
5		主任	今津 友輔
6		主事	城戸 陽樹
7	大分県北部保健所	次長兼健康安全企画課長	中野 ひとみ
8		参事兼地域保健課長	内田 弘子
9		地域保健課長（豊後高田保健部）	高森 洋子
10		課長補佐（総括）	橋本 厚人
11		技師	倉本 理花子

令和6年度第1回 北部地域医療構想調整会議 配席図

日時：令和6年10月18日（金）19:00～20:30（予定）

場所：中津総合庁舎3階 大会議室



オンライン出席(7)

- 3 豊後高田市医師会
- 5 宇佐薬剤師会
- 7 中津市民病院
- 8 宇佐高田医師会病院

- 佐藤 委員
- 宮崎 委員
- 折田 委員
- 柏木 委員

- 12 大貞病院
- 14 全国健康保険協会大分支部
- 15 大分県地域包括・在宅介護支援センター協議会

- 向笠 委員
- 吉野 委員
- 伊藤 委員

大分県構想区域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 大分県は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想（同号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、大分県構想区域地域医療構想調整会議（以下「構想区域調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 構想区域調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域医療構想の策定に関する協議
- (2) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (3) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (4) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づく都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- (5) 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議
- (6) その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 構想区域調整会議は、次に掲げる者のうちから大分県知事が委嘱する者を委員として組織する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
- (2) その他の医療関係者
- (3) 医療保険者
- (4) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 構想区域調整会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選によって定める。
- 3 議長は、会務を総理し、構想区域調整会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 副議長は、議長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。

(設置期間)

第6条 構想区域調整会議の設置期間は、この要綱の施行の日から地域医療構想の達成までとする。

(会議)

第7条 構想区域調整会議は議長が招集する。

- 2 構想区域調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は委員の代理を認めることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 構想区域調整会議に、専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 構想区域調整会議の庶務は、福祉保健部医療政策課及び大分県が設置する各保健所において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、構想区域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が構想区域調整会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月25日から施行する。
- 2 地域医療構想が策定されるまでの間、第1条に規定する「構想区域」を「二次医療圏」と読み替える。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。